次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（規則第四十三条の三の農林水産大臣が指定する漁業協同組合） **第三条**　規則第四十三条の三（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。	（規則第四十三条の三の農林水産大臣が指定する漁業協同組合） **第三条**　規則第四十三条の三（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。
道県	指定する漁業協同組合	道県	指定する漁業協同組合
（略）	（略）	（略）	（略）
岡山県	日生町漁業協同組合、伊里漁業協同組合、邑久町漁業協同組合、牛窓町漁業協同組合、寄島町漁業協同組合、笠岡市漁業協同組合	岡山県	日生町漁業協同組合、伊里漁業協同組合、邑久町漁業協同組合、牛窓町漁業協同組合、寄島町漁業協同組合、笠岡市漁業協同組合
広島県	田島漁業協同組合	（新設）	（新設）
徳島県	宍喰漁業協同組合、鞆浦漁業協同組合	徳島県	宍喰漁業協同組合、鞆浦漁業協同組合
（略）	（略）	（略）	（略）

その他告示

○文化庁告示第十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき令和八年二月十九日に次のとおり裁定をするとともに、当該裁定に係る補償金の額を定めたので、同法第七十条第六項に基づき次のとおり告示する。

令和八年六月九日

文化庁長官　伊藤　学司

番号	著作物等の題号等	著作者等の氏名	利用者の氏名	利用者の住所	利用方法	著作物の補償金の額（円）	補償金の総額（円）
1	別表１参照	多摩　海人	※	※	当該著作物を１冊にまとめた書籍を300部作成（複製）し、定価2,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表１参照	65,996
					上記に加え、必要に応じて300部を単位として追加複製し、定価2,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。追加複製は10回までとする。	別表１参照	65,996
2	別表２－１参照	別表２－１参照	株式会社エデュケーショナルネットワーク	東京都千代田区神田猿楽町１－５－15	当該著作物を収録した教材「ライトパス英語　読解編」を作成（複製）並びに翻訳及び複製）し、3,000部を定価1,950円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表２－２参照	93,595
3	題号不明	中村　まさみ	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン	東京都港区六本木１丁目４番５号	当該著作物をＴシャツ500枚に複製し、ＬＰ２枚組とＴシャツのセット商品「火の玉ボーイ」を定価11,500円（本体価格）で販売（譲渡）する。	132,000	132,000
4	別表３－１参照	別表３－１参照	株式会社中央公論新社	東京都千代田区大手町１丁目７番１号	当該著作物を収録した書籍を1,700部作成（複製）し、定価5,400円（本体価格）にて販売（譲渡）する。	別表３－２参照	48,264
					上記に加えて、500部を単位として追加複製し、定価5,400円（本体価格）にて販売（譲渡）する。追加複製の上限回数は２回とする。	別表３－３参照	14,196